

土佐西南大規模公園の一部施設を緊急用ヘリコプター
離着陸場として使用することに関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と幡多中央消防組合（以下「乙」という。）は、土佐西南大規模公園の一部施設（以下「当該施設」という。）を緊急用ヘリコプター離着陸場として使用することに関して、次のとおり協定書を取り交わします。

（本協定書の目的）

第1条 本協定書は、乙が行う高知県消防防災ヘリコプターの出動要請、又は乙が行う高知県ドクターヘリの出動要請において、甲の所有する当該施設を離着陸場として使用する場合（以下「当該施設を離着陸場として使用する場合」という。）の取り扱いを定め、同施設の適正な運用に資することを目的とする。

（使用場所）

第2条 乙が緊急用ヘリコプター離着陸場として使用する場所は別紙（緊急用ヘリコプター離着陸場一覧）のとおりとする。

（甲の責務）

第3条 甲は、乙が当該施設を離着陸場として使用する場合、特段の理由がない限りは、その使用を許可するものとする。

2 当該施設を離着陸場として使用する場合の使用料は徴しない。

（乙の責務）

第4条 乙は、当該施設を離着陸場として使用する場合、事前に指定管理者に連絡し、利用者の安全に配慮するものとする。また、使用後は、幡多土木事務所および指定管理者に状況を報告し、幡多土木事務所に利用届を提出するものとする。

2 乙は、当該施設を離着陸場として使用する場合、公園施設を損傷することのないよう配慮する。

なお、損傷を把握した場合は、速やかに甲に報告すると共に、乙の負担において現状に復旧するものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲、乙のいずれかからも解除の申出がない場合には、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとする。それ以降の期間満了のときにおいても同様とする。

（その他の事項）

第6条 この協定書に規定のない事項は、甲、乙が協議を行い決定するものとする。

以上この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

令和 4 年 1 月 11 日

甲 高知県
高知県知事



乙 幡多中央消防組合
組 合 長



別 紙

緊急用ヘリコプター離着陸場一覧

	名 称	場 所
1	東公園 (佐賀地区)	高知県幡多郡黒潮町佐賀
2	西公園 (佐賀地区)	高知県幡多郡黒潮町佐賀
3	道の駅ビオスおおがた西側緑地 (大方地区)	高知県幡多郡黒潮町浮鞭
4	陸上競技場 (大方地区)	高知県幡多郡黒潮町入野
5	球技場西側広場 (大方地区)	高知県幡多郡黒潮町下田の口
6	ドックラン (中村地区)	高知県四万十市平野

